

2026年2月4日

第 551 回理事会

### あっせん・調停手続きの申請受理について

別紙 1 のとおり、2026年1月29日付であっせん・調停手続きの申請があり、あっせん・調停手続きに関する規程第6条の規定するあっせん・調停手続きの対象に該当することを確認したことから、同規程第14条第1項の規定に基づき、これを受理する。

なお、あっせん・調停手続きを受理した場合には、下記をあっせん・調停手続きの開始日とし、別紙2により申請当事者に対し、受理した旨を通知し、別紙3により相手方当事者に対し、回答期限を定めてあっせん・調停手続きの実施に応諾するか否か確認する。

記

受理日（あっせん・調停手続きの開始日） 2026年2月4日

以上

#### 【添付資料】

別紙1：「あっせん・調停手続申請書」（申請当事者の申請書一式）（非公表）

別紙2：「あっせん・調停手続申請書の受理について」

（申請当事者への受理通知書）（非公表）

別紙3：「あっせん・調停手続申請書の受理および手続の参加の確認について」

（相手方当事者への受理通知及び参加確認書、添付回答様式）（非公表）

※あっせん・調停手続きに関する規程第27条第1項の規定に基づき、別紙1～3について非公表とする。